

## 4 武力行使の規制

### 4. 1 戦争の違法化

#### 4. 1. 1 正戦論

キリスト教的正戦論（アウグスチヌス、トマス＝アキナス）

グロチウスの正戦論

近代主権国家の登場→正戦論の衰退

「双方にとっての正戦」「克服できない無知」

→当事国の対等性を基盤として「戦争法」の発展

→戦争に訴える権利＝法の埒外

#### 4. 1. 2 戦争違法化の試み

1899年・1907年 国際紛争平和的処理条約

1907年 ポーター条約（契約上ノ債務回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル条約）

【第一次世界大戦】（1914-1918）

1919年 国際連盟規約

禁止された戦争

禁止されない戦争

1928年 不戦条約（戦争抛棄ニ関スル条約）

※国際連盟規約と不戦条約の下で「戦争違法化」はどの程度達成されたか？

＝事実上の戦争は許されたか？

#### 4. 1. 3 戦争違法化の完成

1945年 国連憲章2条4項

「武力の行使または武力による威嚇」

※禁止されるのは「武力」か「力」か？

→友好関係宣言<sup>1</sup>、侵略の定義に関する決議<sup>2</sup>

→ニカラグア事件

---

<sup>1</sup> 国連総会決議 2625（1970年）「国際連合憲章に従った諸国間の友好関係および協力についての国際法の原則に関する宣言」

<sup>2</sup> 国連総会決議 3314（1974年）

## 国際紛争処理法（新井京）

### 4. 2 集団安全保障

#### 4. 2. 1 勢力均衡から集団安全保障への展開

勢力均衡と集団安全保障

国際連盟の集団安全保障

集権的決定の欠如

大国の協力の欠如

#### 4. 2. 2 国際連合の集団安全保障

##### 4. 2. 2. 1 安全保障理事会の優越

「違反」認定を独占（39条）

制裁権限の独占（11条2項、12条）

安保理決定の「拘束性」（25条）と「優越性」（103条）

→「集権的」発動を予定

##### 4. 2. 2. 2 冷戦下の国連

「拒否権」の功罪

憲章に予定されていない制度

①平和維持活動

②平和のための結集決議

#### 4. 2. 3 勢力均衡から集団安全保障への展開

勢力均衡と集団安全保障

国際連盟の集団安全保障

集権的決定の欠如

大国の協力の欠如

#### 4. 2. 4 国際連合の集団安全保障

##### 4. 2. 2. 1 安全保障理事会の優越

主要な責任（24条）

第24条〔平和と安全の維持〕 1 国際連合の迅速且つ有効な行動を確保するために、国際連合加盟国は、国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任を安全保障理事会に負わせるものとし、且つ、安全保障理事会がこの責任に基く義務を果すに当って加盟国に代わって行動することに同意する。…

「違反」認定を独占（39条）

第39条〔安全保障理事会の一般的権能〕 「安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊

## 国際紛争処理法（新井京）

又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第41条及び第42条に従っていかなる措置をとるかを決定する。」

### 制裁権限の独占（11条2項、12条）

第11条〔平和と安全の維持〕 1 総会は、国際の平和及び安全の維持についての協力に関する一般原則を、軍備縮少及び軍備規制を律する原則も含めて、審議し、並びにこの様な原則について加盟国若しくは安全保障理事会又はこの両者に対して勧告をすることができる。

2 総会は、国際連合加盟国若しくは安全保障理事会によって、又は第35条2に従い国際連合加盟国でない国によって総会に付託される国際の平和及び安全の維持に関するいかなる問題も討議し、並びに、第12条に規定する場合を除く外、このような問題について、一若しくは二以上の関係国又は安全保障理事会あるいはこの両者に対して勧告をすることができる。このような問題で行動を必要とするものは、討議の前又は後に、総会によって安全保障理事会に付託されなければならない。

…

第12条〔安全保障理事会との関係〕 1 安全保障理事会がこの憲章によって与えられた任務をいづれかの紛争又は事態について遂行している間は、総会は、安全保障理事会が要請しない限り、この紛争又は事態について、いかなる勧告もしてはならない。…

### 安保理決定の「拘束性」（25条）と「優越性」（103条）

→「集権的」発動を予定

第25条〔決定の拘束力〕 「国際連合加盟国は、安全保障理事会の決定をこの憲章に従って受諾し且つ履行することに同意する。」

第103条〔憲章義務の優先〕 「国際連合加盟国のこの憲章に基く義務と他のいづれかの国際協定に基く義務とが抵触するときは、この憲章に基く義務が優先する。」

## 4. 2. 2. 2 冷戦下の国連

「拒否権」の功罪

第27条〔表決手続〕 3（手続事項以外）その他のすべての事項に関する安全保障理事会の決定は、常任理事国の同意投票を含む9理事国の賛成投票によって行われる。…

憲章に予定されていない制度

①平和維持活動

②平和のための結集決議

「平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為があると思われる場合において、安全保障理事会が、常任理事国の全員一致が得られないために、国際の平和及び安全の維持に関するその主要な責任の遂行に失敗したときには、総会は、国際の平和及び安全を維持し又は回復するための集団的措置（平和の破壊又は侵略行為の場合には必要ならば軍隊の使用を含む。）について、加盟国に対して適当な勧告をする…」

## 4. 2. 5 集団安全保障の実行と発展

### 4. 2. 3. 1 安保理による憲章39条の認定

➤ 「平和に対する脅威」の認定

◇ 国際紛争→内戦も

- スペイン内戦、ローデシア問題／アパルトヘイト

## 国際紛争処理法（新井京）

- ソマリア内戦、ユーゴスラビア内戦
- ◇ 武力紛争→人権侵害・非人道的行為・民主主義抑圧・国際テロ
- ソマリア、旧ユーゴ、ルワンダ、ハイチ、スーダン、アフガニスタン

### 4. 2. 3. 2 強制措置の現状

#### 非軍事的措置の多様化

- ◇ 経済制裁・軍事制裁→
  - 経済制裁実施のための「武力行使」（湾岸戦争）
  - アドホック「国際刑事法廷」の設置（ユーゴ、ルワンダ、シエラレオネなど）
  - 一般的義務設定（立法行為）←「具体的な個別的問題」を前提とせず
    - **安保理決議 1373** 2001.9.28
      - ・9.11 テロ他の国際テロ＝「平和に対する脅威」と認定
      - ・「国連憲章第7章に基づいて行動して」
      - ・資金的措置、およびそれ以外の措置（支援禁止、情報交換、保護禁止など）をとるよう義務づけ
    - **安保理決議 1540** 2004.4.28
      - ・大量破壊兵器拡散＝「平和に対する脅威」と認定
      - ・「国連憲章第7章に基づいて行動して」
      - ・大量破壊兵器の非国家主体への拡散防止の義務を課す
- ◇ 憲章上の根拠
  - 憲章41条にすべて含みうる？
  - 憲章第7章による「広範な権限」

#### 軍事的措置の発動形態

- ◇ 憲章国連軍
- ◇ 「朝鮮国連軍」
- ◇ 「多国籍軍」型
  - 湾岸戦争：安保理決議 678「あらゆる必要な手段」を承認
    - 憲章上の根拠は？
    - その後の展開：黙認されたか？

### 4. 3 平和維持活動

#### 4. 3. 1 平和維持活動の創設と展開

- 国連緊急軍（UNEF）の創設
- ◇ スエズ危機（1956）
  - スエズ運河国有化（エジプト）→英仏（運河会社株主）＋イスラエルの武力行使 → 英仏の拒否権
  - 平和のための結集決議→停戦勧告＋UNEF：（目的） 停戦監視

## 国際紛争処理法（新井京）

### ➤ P K O の制度化

#### ◇ 基本原則

- 「U N E F 派遣の経験の研究摘要」（ハマシヨルド事務総長）  
→「強制行動」との区別＝P K O の非強制的性質  
「同意原則」「中立原則」「自衛原則」  
「大国排除の原則」:

#### ◇ 憲章違反か？

- 「ある種の経費事件」（勸告的意見）  
安保理の責任＝「主要な責任」であって「排他的責任」ではない  
「強制」行動ではない→安保理の権限を侵害せず
- 根拠は？

### ➤ P K O の定着

冷戦期のP K O : コンゴ国連軍 (ONUC)、キプロス国連軍 (UNFICYP)、レバノン国連暫定軍 (UNIFIL) など

「基本原則」の尊重、確立+成果→

任務の拡大: 治安維持、選挙実施+監視、人道援助…

## 4. 3. 2 冷戦後のP K O

① 数的変化 (激増)

② 質的变化

### ➤ 任務の多様化

- 複合的性格 (例: カンボジア暫定統治機構)
- 内戦への派遣→人道援助の保護、難民保護

### ➤ 基本原則の変容

- ガリ事務総長「平和への課題 Agenda for Peace」(1992)
  - 国連保護軍 UNPROFOR (旧ユーゴ)  
停戦監視→人道援助の保護、難民保護、「安全地帯」保護、大型火器の撤去  
→N A T O (強制行動)との連携
  - ソマリア国連軍 UNOSOM  
UNOSOM I (失敗→限界→ガリ提案) →多国籍軍 (目的: 人道支援の環境を整える)  
→UNOSOM II 任務 ①武装解除、② 停戦違反の取り締まり→結果
- 同意原則の形骸化
- 「強制措置」との関連づけ
- 武力行使権限の拡大  
→任務遂行のために必要な武力行使を認める

### ➤ その後の展開

## 国際紛争処理法（新井京）

- ◇ ガリ報告「平和への課題（補遺）」（1995）  
「強制措置との区別が肝心」「基本原則の重視が必要」
- ◇ スレブレニツァの教訓→「ブラヒミ・レポート」  
→「保護の道義的責任」「介入する責任」？
  
- ◇ 「強化された」平和維持活動  
憲章第7章に基づく平和維持活動  
任務遂行のための武力行使権限

### 4. 4 自衛権

#### 4. 4. 1 憲章以前の自衛権

- ・「自衛権と自己保存権の区別が明確ではなかった」とは？
- ・カロライン号事件

※ウェブスター・フォーミュラ

→伝統的条件：「必要性」「均衡性」

#### 4. 4. 2 憲章における個別的自衛権

**第51条〔自衛権〕**「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国が措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。」

##### 4. 4. 2. 1 武力攻撃の要件

○「武力攻撃」とは→制限説と非制限説

非制限説：憲章51条の趣旨は集団的自衛権を認めるもの

→憲章と並行した伝統的な個別的自衛権

→「固有の権利」であることを重視

○「武力行使」と「武力攻撃」の関係

テロ攻撃・不正規軍や武装集団による越境攻撃は？

→ニカラグア事件本案判決（1986）判例国際法 597

侵略の定義3条g「(国家軍による武力攻撃)・・・に相当する重大性を有する武力行為を他国に対して実行する武装部隊、集団、不正規兵、または傭兵の国による派遣またはこのような行為に対する国の実質的関与」

## 国際紛争処理法（新井京）

友好関係宣言第1原則9項「他国において内戦行為またはテロリズム行為を…黙認すること」「…資金を調達し…許容」すること

- ・ 「テロとの戦争」

9.11 は武力攻撃か？

米国の宣言—各国の支持—安保理決議

- 理論的枠組み

- ◇ 非制限説

- ◇ 累積理論

- ◇ 国家の関与？

- 判例

パレスチナ分離壁事件（勧告的意見 2004）判例国際法 630

憲章 51 条の自衛権の発動は、「一国の他国に対する武力攻撃の場合」に認められるのに、イスラエルは「自国に対する攻撃が外国に帰属するとは主張していない」と指摘して、自衛による正当化を認めず。

コンゴ領域武力行動事件（コンゴ対ウガンダ）（2005）

- 「先制的」自衛

- ・ 武力攻撃の「着手」以降→問題なし

- ・ 「即時の（さしせまった）、圧倒的な、手段選択の余地のない、熟慮の時間もない自衛の必要性」

- ・ 憲章：「武力攻撃が発生した場合」とする→憲章英仏正文の差

仏 ”dans le cas où un Membre des Nations Unies est l'objet d'une agression armée”

英 ”If an armed attack occurs against a Member of the United Nations”

- ・ 9.11 以降の展開？

米国の先制行動論

- 攻撃対象の問題：在外自国民救出

正当化根拠①慣習法上の自衛権（非限定説）

- ②憲章 2 条 4 項の制限的解釈

- ③「緊急避難」として違法性が阻却される

反論

実行：

エンテベ空港事件

## 国際紛争処理法（新井京）

### イラン人質救出作戦

#### 4. 4. 2. 2 安保理との関係

「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」とは？

#### 4. 5 集団的自衛権

##### 4. 5. 1 性質

- ・『『自』衛説』（バウエット）
- ・「援助説」（ケルゼン）
- ・連帯関係に基づく共同防衛説

##### 4. 5. 2 要件

##### 4. 5. 3 集団的安全保障との関係